

令和8年第4回上越市議会6月会議

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
報告第5号	専決処分した事件の承認について(上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部改正について)	税務課	1~34
報告第4号	専決処分した事件の承認について(令和7年度上越市一般会計補正予算(専第8号))	財政課	35
議案第56号	上越市市税条例の一部改正について	税務課	36~45
議案第60号	公有財産の減額貸付けについて	資産活用課	46~50

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	報告第5号
提出課	税務課

専決処分した事件の承認について（上越市市税条例及び 上越市都市計画税条例の一部改正について）

1 専決理由

地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、一部が同年4月1日から施行されることを受け、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、関係条項を整備するなど、所要の改正を行ったもの

2 主な改正内容

(1) 第1条の規定による上越市市税条例の改正内容

- ア 軽自動車税種別割を軽自動車税に改める。（第9条、第88条、第90条、第91条、第93条、第94条、第96条—第100条、第12条の3、第12条の3の2関係）
- イ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、環境性能割に係る規定を整備する。（第11条、第88条、第89条、第89条の3—第89条の9条、附則第12条の2の2—第12条の2の6条関係）
- ウ 肉用牛の売却による事業所得に係る個人市民税の課税の特例の適用について3年延長する。（附則第6条関係）
- エ 利便性等向上改修工事が行われた劇場や音楽堂等に限りに行われていた固定資産税の減額措置について、対象を改修特別特定建築物に拡充する。（附則第8条の2、第8条の3関係）
- オ 令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に係る規定を整備する。（附則第8条の4関係）
- カ 軽自動車税のグリーン化特例による税率の特例の適用について対象を改めた上で2年延長する。（附則第12条の3関係）
- キ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用について3年延長する。（附則第13条の2関係）
- ク 地方税法等の一部改正に伴い、引用条項その他文言を整備する。

(2) 第2条の規定による上越市都市計画税条例の改正内容

- ア 利便性等向上改修工事が行われた劇場や音楽堂等に限りに行われていた都市計画税の減額措置について対象を改修特別特定建築物に拡充する。（附則第2条、第3条関係）
- イ 地方税法等の一部改正に伴い、引用条項その他文言を整備する。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市市税条例及び上越市都市計画税条例改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市市税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合において、その旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条、第43条（第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条の4第1項（第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条、第75条_____、第91条第2項、第103条の5第1項若しくは第2項、第103条の10第2項、第121条、第143条第1項又は第155条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合において、その旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条、第43条（第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条の4第1項（第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条、第75条<u>、第89条の6第1項</u>、第91条第2項、第103条の5第1項若しくは第2項、第103条の10第2項、第121条、第143条第1項又は第155条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間につ</p>

改正後	改正前
<p>して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) _____第 103条の5第1項若しくは第2項の申告書又は第143条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) _____第 103条の5第1項若しくは第2項の申告書又は第143条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び_____第25条の2において「特定配当等」という。） （同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第88条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>2 軽自動車等の所有者が、法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、<u>前項</u>の規</p>	<p>して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第89条の6第1項の申告書</u>、第 103条の5第1項若しくは第2項の申告書又は第143条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第89条の6第1項の申告書</u>、第 103条の5第1項若しくは第2項の申告書又は第143条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下本項及び次項並びに第25条の2において「特定配当等」という。） _____に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第88条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が、法第445条第1項の規定により種別割_____を課することができない者である場合には、<u>第1項</u>の規</p>

改正後	改正前
<p>定にかかわらず、<u>当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u></p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第89条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を_____軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>定にかかわらず、<u>その使用者に_____課する。ただし、公用又は公共用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第89条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> (環境性能割の課税標準)</p> <p>第89条の3 <u>環境性能割の課税標準は、三</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>(環境性能割の税率)</u></p> <p><u>第89条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p>(1) <u>法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第89条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第89条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第89条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報</u></p>

改正後	改正前
	<p>告をしなかった場合には、その者に対し、 10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p>
(削除)	<p>(環境性能割の減免)</p>
	<p>第89条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第99条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p>
(削除)	<p>(環境性能割の課税免除)</p>
	<p>第89条の9 特定非営利活動法人が設立の日以後3年以内に特定非営利活動事業の用に供する三輪以上の軽自動車について次の各号のいずれかに該当する取得をしたときは、環境性能割を課さない。</p> <p>(1) 無償による取得</p> <p>(2) 寄附金、補助金、会費その他これらの性質を有する収入（特定非営利活動法人が行う資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供の対価として得るものを除く。）による取得</p>
(軽自動車税の税率)	(種別割____の税率)
<p>第90条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第90条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割____の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(軽自動車税の賦課期日及び納期)	(種別割____の賦課期日及び納期)
<p>第91条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p>	<p>第91条 種別割____の賦課期日は、4月1日とする。</p>
<p>2 軽自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。</p>	<p>2 種別割____の納期は、5月16日から同月31日までとする。</p>
3 略	3 略

改正後	改正前
<p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第93条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の納税通知書)</p> <p>第94条 <u>軽自動車税</u>の納税通知書は、規則で定める様式による。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第96条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、<u>軽自動車等の所有者等</u>となった日から15日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあつては法施行規則第33号の4様式による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあつては法施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告書に記載した事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>については法施行規則第33号の4様式による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>については法施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者等</u>でなくなった者は、<u>軽自動車等の所有者等</u>でなくなった日から30日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>については法施行規則第33号の4様式による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>については法施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しな</p>	<p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p>第93条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>種別割</u>の納税通知書)</p> <p>第94条 <u>種別割</u>の納税通知書は、規則で定める様式による。</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第96条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、<u>軽自動車等の所有者等</u>となった日から15日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあつては法施行規則第33号の4の2様式による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあつては法施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告書に記載した事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>については法施行規則第33号の4の2様式による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>については法施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者等</u>でなくなった者は、<u>軽自動車等の所有者等</u>でなくなった日から30日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>については法施行規則第33号の4の2様式による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>については法施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しな</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第97条 略</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第98条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由の消滅した場合において、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第99条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」と</p>	<p>ければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第97条 略</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第98条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由の消滅した場合において、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第99条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」と</p>

改正後	改正前
<p>いう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第100条 略</p> <p>2 法第445条若しくは<u>第89条の2又は第88条第2項ただし書</u>の規定によって軽</p>	<p>いう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第100条 略</p> <p>2 法第445条若しくは<u>第88条第3項ただし書又は第89条の2</u>の規定によって種</p>

改正後	改正前
<p><u>自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、<u>標識交付申請書</u>を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が、<u>法第445条若しくは第89条の2又は第88条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が、市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8及び9 略</p> <p>附 則</p>	<p><u>別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、<u>法施行規則第33号の5様式による申請書</u>を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が、<u>法第445条若しくは第89条の2又は第88条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が、市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8及び9 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><u>第5条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年か</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u> (追加)</p> <p>第5条の3 <u>平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には</u></p> <p><u>、法附則第5条の4第5項</u> <u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規</u></p>	<p><u>ら平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を經由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>第5条の3の2 <u>平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規</u></p>

改正後	改正前
<p>定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第5条の3第1項</u>」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第5条の3第1項</u>」とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において、市民税の納税通知書が、送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に、肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。以下同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第22条まで、第24条から第25条まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項<u>及び附則第5条の4</u></p>	<p>定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第5条の3の2第1項</u>」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第5条の3の2第1項</u>」とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において、市民税の納税通知書が、送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に、肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。以下同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第22条まで、第24条から第25条まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、<u>附則第5条の3の2第1項</u>及び附則第5条の4</p>

改正後	改正前
<p>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>	<p>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>
<p>3 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>3 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第8条の2 略</p>	<p>第8条の2 略</p>
<p>2 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>2 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>3 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>3 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>4 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>4 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>5 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>5 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>6 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。</p>	<p>6 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。</p>
<p>7 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>
<p>8 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>8 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>
<p>9 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>	<p>9 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>10 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>11 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>12 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>10</u>及び<u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令<u>附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>9 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p><u>13</u>及び<u>14</u> 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令<u>附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>9 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改正後	改正前
<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>12及び13 略</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>12及び13 略</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</p> <p>旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に掲</p>

改正後	改正前
<p><u>げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p><u>（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</u></p> <p><u>第8条の4 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第60条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、市長が別に定める期日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p>(2) <u>法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p>(3) <u>当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条</u></p>	<p><u>規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p><u>第8条の4 削除</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第7項において準用する場合を含む。)</u> <u>の規定により読み替えて適用される場合</u> <u>を含む。)</u>の規定の適用を受けようとする <u>土地を法第349条の3の2第1項に</u> <u>規定する家屋の敷地の用に供する土地と</u> <u>して使用することができない理由</u></p> <p>(4) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に</u> <u>関し必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>法附則第16条の3第1項(同条第2項</u> <u>において準用する場合を含む。)</u>の規定の <u>適用を受ける土地に係る令和8年度分及び</u> <u>令和9年度分の固定資産税については、第</u> <u>82条の4の規定は適用しない。</u></p> <p>3 <u>法附則第16条の3第4項に規定する特</u> <u>定被災共用土地(以下この項において「特</u> <u>定被災共用土地」という。)</u>に係る固定資 <u>産税額の按分の申出は、同条第4項に規定</u> <u>する特定被災共用土地納税義務者(第4号</u> <u>において「特定被災共用土地納税義務者」</u> <u>という。)</u>の代表者が毎年1月31日まで <u>に次に掲げる事項を記載した申出書を市長</u> <u>に提出して行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人</u> <u>番号又は法人番号(個人番号又は法人番</u> <u>号を有しない者にあつては、住所及び氏</u> <u>名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>特定被災共用土地の所在、地番、地目</u> <u>及び地積並びにその用途</u></p> <p>(3) <u>特定被災共用土地に係る法附則第16</u> <u>条の3第3項に規定する被災区分所有家</u> <u>屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床</u> <u>面積並びにその用途</u></p> <p>(4) <u>各特定被災共用土地納税義務者の住所</u> <u>及び氏名並びに当該各特定被災共用土地</u> <u>納税義務者の当該特定被災共用土地に係</u> <u>る持分の割合</u></p> <p>(5) <u>法附則第16条の3第3項の規定によ</u> <u>り按分する場合に用いられる割合に準じ</u> <u>て定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p>4 <u>法附則第16条の3第9項の規定により</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等</u>（以下この項において「<u>特定仮換地等</u>」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「<u>特定被災共用土地納税義務者</u>」とあるのは「<u>特定仮換地等納税義務者</u>」と、「<u>特定被災共用土地の</u>」とあるのは「<u>特定仮換地等の</u>」と、「<u>特定被災共用土地に</u>」とあるのは「<u>特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に</u>」とする。（追加）</p>	<p>（<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>）</p> <p><u>第12条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第13条までの規定にかかわらず、新潟県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p>2 <u>新潟県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車</u>が<u>法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>3 <u>新潟県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の2の4の規定により読み替えられた第89条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u></p>
(削除)	<p><u>第12条の2の3 市長は、当分の間、第89条の8の規定にかかわらず、新潟県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u></p>
(削除)	<p><u>第12条の2の4 第89条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「新潟県知事」とする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u></p>
(削除)	<p><u>第12条の2の5 市は、新潟県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として新潟県に交付する。</u></p>

改正後

改正前

(削除)

(軽自動車税_____の税率の特例)

第12条の3 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車~~が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項)において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~

(表 略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車~~が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、~~次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表 略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第12条の2の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第89条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第89条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条の3 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車~~が最初の法第444条第3項に規定する_____車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~

(表 略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車~~が令和4年4月1日から令和8年3月31日まで~~の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表 略)

改正後	改正前
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の<u>同項</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の<u> </u>の軽自動車税<u> </u>に限り、同条第2号ア)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(軽自動車税<u> </u>の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の3の2 市長は、軽自動車税<u> </u>の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項<u> </u>の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税<u> </u>の額について不足額があることを第91条</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の<u>法第446条第1項第3号及び次項</u>において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の3の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第91条</p>

改正後	改正前
<p>第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことになるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定（第96条及び第97条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第12条の3の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項_____の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3の4第1項の規定による市民税の所得割</p>	<p>第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことになるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第96条及び第97条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第12条の3の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3の4第1項の規定による市民税の所得割</p>

改正後	改正前
<p>の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u></p>	<p>の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2</u></p>

改正後	改正前
<p>_____の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</p> <p>____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第13条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に</p>	<p>第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第13条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>____までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>____までの各年度分の個人の市民税に</p>

改正後	改正前
<p>限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第14条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第14条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p>

改正後	改正前
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の8第1項</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の8第1項</p>

改正後	改正前
<p>25条の2第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項</p> <p>_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の8の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の8の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の8の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項</p> <p>_____の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の8の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項</p> <p>_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の8の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の8の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項</p>	<p>25条の2第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の8の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の8の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の8の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の8の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の8の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の8の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1</p>

改正後	改正前
<p>__の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の8の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項</p> <p>_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の8の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の8の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p> <p>(削除)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p><u>第24条</u> 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p><u>第25条</u> 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p>	<p>項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の8の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の8の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の8の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p> <p>(東日本大震災に係る軽自動車税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>第24条 法附則第57条第1項から第3項</u>までの規定の適用を受けようとする者は、市長が別に定める申告書に、次の各号に掲げる適用を受けようとする規定の区分に応じ、当該各号に定める書類その他市長が軽自動車税の賦課徴収に関し必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>法附則第57条第1項 法施行規則附則第25条第1項に掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>法附則第57条第2項 法施行規則附則第25条第2項に掲げる書類</u></p> <p>(3) <u>法附則第57条第3項 法施行規則附則第25条第3項に掲げる書類</u></p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p><u>第25条</u> 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p><u>第26条</u> 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p>

改正後	改正前
第26条 略	第27条 略

(2) 第2条の規定による上越市都市計画税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)</u></p> <p>2 <u>法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(<u>改修特別特定建築物</u> に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>3 <u>法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物</u> について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)</u>又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)</u>のいずれに該当するかの別</p>	<p>附 則</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>2 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</u></p> <p>_____ 旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p>

改正後	改正前
<p>(4)～(6) 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>4</u>及び<u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> <u>附則第4項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>7</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>8</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第4項</u>の規定にか</p>	<p>(4)～(6) 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>3</u>及び<u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> <u>附則第3項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第3項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>6</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第3項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>7</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第3項</u>の規定にか</p>

改正後	改正前
<p>かわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><u>9</u> 略</p> <p>（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第9項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><u>12</u> <u>附則第4項及び第6項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第4項及び第7項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第5項、第7項及び第8項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第9項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第9項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、前2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p>	<p>かわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><u>8</u> 略</p> <p>（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第8項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><u>11</u> <u>附則第3項及び第5項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第3項及び第6項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第4項、第6項及び第7項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第6項から第8項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第8項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第8項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、前2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p>

改正後	改正前
<p><u>13</u> 法附則第15条第1項、<u>第8項</u>、<u>第12項から第16項まで</u>、<u>第18項</u>、<u>第19項</u>、<u>第23項</u>、<u>第26項</u>、<u>第30項から第32項まで</u>、<u>第35項</u>、<u>第36項</u>、<u>第40項</u>若しくは<u>第43項</u>、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>(令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の課税標準の特例)</p> <p><u>14</u> 略 (都市計画税の減額)</p> <p><u>15</u> 略 (平成15年度分の都市計画税の納期に関する特例)</p> <p><u>16</u> 略</p>	<p><u>12</u> 法附則第15条第1項、<u>第9項</u>、<u>第13項から第17項まで</u>、<u>第19項</u>、<u>第20項</u>、<u>第24項</u>、<u>第27項</u>、<u>第31項から第33項まで</u>、<u>第36項</u>、<u>第37項</u>、<u>第41項</u>若しくは<u>第44項</u>、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>(令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の課税標準の特例)</p> <p><u>13</u> 略 (都市計画税の減額)</p> <p><u>14</u> 略 (平成15年度分の都市計画税の納期に関する特例)</p> <p><u>15</u> 略</p>

上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部改正の主な内容

○ 軽自動車税環境性能割の廃止 **軽自動車税**（市税条例第9条ほか関係）

ア 軽自動車の取得時に課税される軽自動車税環境性能割について令和8年3月31日をもって廃止する。

イ 影響額 約7千万円の減収（令和8年度）
 約8千800万円の減収（令和9年度）
 ※減収額は国の特例交付金により全額補填される。
 ※令和10年度以降における自動車税及び軽自動車税のあり方については令和9年度税制改正において結論を得る。

ウ 適用日 令和8年4月1日から適用

環境性能割の概要			
〔課税のタイミング〕	〔課税標準〕	〔税率〕	
自動車の取得(購入時)	自動車の取得価額	0～2% <small>（燃料基準達成率に応じて決定 普通自動車は当分の間0～3%）</small>	
(自家用乗用車の税率)			
車種	税率区分	自動車税	軽自動車税
電気自動車、 プラグインハイブリッド車等	非課税	すべて	
ガソリン車、石油ガス車、 ディーゼル車 (いずれもHVを含む)	非課税	2030年度燃費基準 95% 達成～	2030年度燃費基準 80% 達成～
	1%	85% 達成～	75% 達成～
	2%	75% 達成～	
	3% (普通車のみ)	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	報告第4号
提出課	財政課

歳入科目 (P10～P11)	12 款 1 項 1 目	地方交付税
歳入科目 (P10～P11)	20 款 2 項 1 目	財政調整基金繰入金

単位：千円

	補正前	補正額	補正後
地方交付税	26,904,929	1,781,007	28,685,936
財政調整基金繰入金	4,170,749	△3,331,849	838,900

【補正理由】

大雪に伴う市道除排雪経費等の増嵩に対し、国から道路除雪費に係る追加支援や特別交付税による財政的支援があったほか、歳出において市道除排雪委託料の残余が見込まれたことから、歳入歳出予算を整理し、財政調整基金繰入金を減額するため、補正予算を専決処分したもの（3月31日専決）

【補正内容】

地方交付税 1,781,007

項目	補正前	補正額	補正後
地方交付税	26,904,929	1,781,007	28,685,936
うち特別交付税	3,104,000	1,781,007	4,885,007
合計	26,904,929	1,781,007	28,685,936

財政調整基金繰入金 △3,331,849

項目	補正前	補正額	補正後
財政調整基金繰入金	4,170,749	△3,331,849	838,900
合計	4,170,749	△3,331,849	838,900

<参考>

3月31日補正予算の専決処分における歳入歳出予算の整理内容

(歳入)

款項目	名称	補正額
12 款 1 項 1 目	地方交付税 (特別交付税)	1,781,007
16 款 2 項 7 目	土木費国庫補助金 (社会資本整備総合交付金、臨時市町村道除雪事業費補助金)	1,430,842
20 款 2 項 1 目	財政調整基金繰入金	△3,331,849
	合計	△120,000

(歳出)

款項目	名称	補正額
8 款 2 項 5 目	除雪費 (事業名 除雪費)	△120,000
	合計	△120,000

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第56号
提 出 課	税務課

上越市市税条例の一部改正について

1 改正理由

令和8年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正を受け、固定資産税の家屋及び償却資産に係る免税点を引き上げるほか、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大する措置を講じる。(第28条、第29条の2、第29条の3関係)
- (2) 固定資産税の家屋及び償却資産に係る免税点を引き上げる。(第70条関係)
- (3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長を行う。(附則第13条の2関係)
- (4) 寄附金税額控除について引用条項を整備する。(第24条の2、附則第5条の4、附則第7条の2関係)
- (5) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を延長する。(附則第4条関係)
- (6) 住宅借入金特別税額控除について、適用期限を延長する。(附則第5条の3関係)
- (7) その他文言を整備する。

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 2(7)の改正 公布の日
- (2) 2(1)、2(5)及び2(6)の改正 令和9年1月1日
- (3) 2(2)の改正 令和9年4月1日
- (4) 2(3)及び2(4)の改正 令和10年1月1日

4 上越市市税条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法<u>附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法施行規則第5号</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法<u>附則第5条の6第2項</u> _____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法施行規則第5号</p>

改 正 案	改 正 前
<p>の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号並びに第29条の3第1項及び第2項第4号において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)は、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p>	<p>の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項)において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)は、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p>

改正案	改正前
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。) <u>(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)</u>の氏名</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第56条第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の3 <u>次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)</u>は、<u>公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。))の支払者をいう。以下この条におい</u></p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)</u>の氏名</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。))の支払を受ける者であっ</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p>て同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第14条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)</u>又は<u>扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)</u>若しくは<u>特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者</u></p> <p>(3) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第14条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限</u></p>	<p><u>て、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)</u>又は<u>扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)</u>若しくは<u>特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)</u>で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(4) <u>その他法施行規則で定める事項</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p>る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) その他法施行規則で定める事項</p> <p>(追加)</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により</p>	<p>る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により</p>

改 正 案	改 正 前
<p>提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第70条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地又は家屋にあつては30万円_____、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度以後_____の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21</p>	<p>提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第70条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地_____にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21</p>

改 正 案	改 正 前
<p>年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3の4第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、附則第14条の3第1項又は附則第14条の8第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するもの</p>	<p>年から令和7年 までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3の4第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、附則第14条の3第1項又は附則第14条の8第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項 _____ の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項 _____</p> <p>_____</p> <p>に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するもの</p>

改 正 案	改 正 前
<p>とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなる</u>ときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)</u>の場合において、<u>所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土</u></p>	<p>とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる</u>ときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法附則第56条第10項又は第11項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(同条第10項の規定の適用を受けようとする土地を平成24年1月1日までに取得し、又は同条第11項の規定の適用を受けようとする家屋を同日までに取得し、若しくは改築した場合にあっては、市長が別に定める期日)までに、市長が別に定める申告書に法施行規則<u>附則第24条第12項</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>(削除)</p>	<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法附則第56条第10項又は第11項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(同条第10項の規定の適用を受けようとする土地を平成24年1月1日までに取得し、又は同条第11項の規定の適用を受けようとする家屋を同日までに取得し、若しくは改築した場合にあっては、市長が別に定める期日)までに、市長が別に定める申告書に法施行規則<u>附則第24条第11項</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>6 略</p> <p><u>7 法附則第56条第12項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(同項の規定の適用を受けようとする償却資産を平成24年1月1日までに取得し、又は改良した場合にあっては、市長が別に定める期日)までに、法施行規則第26号様式による申告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 法施行規則附則第24条第11項第2号に掲げる書類(令附則第33条第17項に規定する被災償却資産又は同条第19項に規定する代替償却資産が共有物であるときは、当該書類に加えて当該償却資産に係る各共有者の持分割合を記載した書類)</u></p> <p><u>(2) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める書類</u></p>

上越市市税条例の一部改正の主な内容

○ 固定資産税等の免税点の見直し 固定資産税及び都市計画税

ア 改正の概要

固定資産税について、家屋に係る免税点を 30 万円（現行 20 万円）に、償却資産に係る免税点を 180 万円（現行 150 万円）にそれぞれ引き上げる。また、都市計画税も固定資産税の例により、家屋に係る免税点を 30 万円（現行 20 万円）に引き上げる。（第 70 条関係）

免税点とは・・・同一人が所有する土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計が一定額未満の場合には、固定資産税を課さないという制度上の基準額

税目	現行		見直し後	
固定資産税	土地	30 万円	土地	30 万円（変更なし）
	家屋	20 万円	<u>家屋</u>	<u>30 万円（+10 万円）</u>
	償却資産	150 万円	<u>償却資産</u>	<u>180 万円（+30 万円）</u>
都市計画税	土地	30 万円	土地	30 万円（変更なし）
	家屋	20 万円	<u>家屋</u>	<u>30 万円（+10 万円）</u>

イ 影響額

固定資産税 約 8,800 千円の減収／年
 （家屋 約△5,000 千円、償却資産 約△3,800 千円）

都市計画税 約 200 千円の減収／年

ウ 適用日 令和 9 年度分の固定資産税及び都市計画税から適用

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第60号
提出課	資産活用課

公有財産の減額貸付けについて

1 貸付けを行う財産

- (1) 名称：旧安塚中学校
- (2) 所在地：上越市安塚区石橋6番地
- (3) 区分：土地、建物2棟
- (4) 面積：土地 22,352.00 m²
 建物 校舎（鉄筋コンクリート造3階建て）3,591.00 m²
 体育館（鉄骨造2階建て）1,622.00 m²
 昭和52年建築（経過年数49年）
- (5) 評価額（財産台帳評価額）：
 土地 36,449,600円（法定外公共物を除く19,184 m²の評価額）
 建物 407,050,800円
- (6) 貸付料：1,560,000円／年
 （市が募集要領で参考価格として記載した貸借料 42,527,560円／年）

【位置図】



【建物外観】



2 貸付先

愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番1号 JPタワー名古屋26階
プロスペックAZ株式会社
代表取締役 遠山 知宏

3 貸付先の選定理由

令和7年10月から公募型プロポーザルによる利活用事業者を募集した結果、1提案があり、令和8年3月23日に開催した選定委員会での審査において、プロスペックAZ株式会社が優先交渉先として選定された。

これを受け、4月28日に開催した地元説明会等において、優先交渉先による事業の実施について一定の賛同を得られたと判断したこと、また、事業内容は募集要領に示す貸付け条件に合致した提案であり、地域への貢献が期待できるものであること、さらに、安塚区地域協議会が自主的審議事項を通じて検討した廃校の利活用事業者に期待する内容にも合致していたことから、プロスペックAZ株式会社を貸付先として選定した。

については、参考価格未満で提案されたことから減額貸付けの取扱いとなり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、市議会の議決を求めるものである。

4 貸付けの概要

(1) 募集概要

① 募集の趣旨

令和6年4月に東頸中学校へ統合したことに伴い廃校となった旧安塚中学校について、安塚区地域協議会で令和6年7月から自主的審議事項として、校舎の利活用による地域振興策の実現に向けた議論を行っているなど、地域の関心が高い施設であることや、令和7年4月から市が実施した「廃校施設の利活用に関するサウンディング（民間対話）型市場調査」の結果、旧安塚中学校については、市場における需要があることが判明したことから、廃校の利活用を図るとともに、地域活性化に寄与することを目的とし、周辺地域、対象施設の特性をいかして利活用を図る事業者を募集することとした。

② 貸付期間

契約締結の日から10年間

③ 貸付方法

有償貸付け

④ 賃借料（参考価格）

賃借料	土地	1,822,480円/年
	建物	40,705,080円/年
	計	42,527,560円/年
維持管理費		1,511,091円/年

※ 賃借料の参考価格は、普通財産貸付事務取扱要領に基づき、財産台帳評価額から算出した土地と建物の賃借料を合計した額（42,527,560円/年）となるが、建物が堅牢であり財産台帳評価額や賃借料が高額なことから、市が当施設の保有を継続する際に、必要となる最低限の維持管理費（1,511,091円/年）を最低希望価格とし、それ以上の額による賃貸契約を希望して募集

⑤ 主な資格要件

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ・ 市区町村税等の滞納がないこと

(2) 契約方法

随意契約（公募型プロポーザル方式により選定）

(3) 貸付けの主な条件

- ① 事業実施のために必要となる施設整備は、事業者自らの資金負担とする。
- ② 施設を運営する期間を通じ、施設の運営及び維持管理並びに必要となる修繕は、事業者自らの資金負担とする。
- ③ 優先交渉先に選定された後において、優先交渉先は、市が指定する期間内に、安塚区地域協議会、特定非営利活動法人NPO雪のふるさと安塚、立地町内会、その他市が必要と認めた地域団体及び地域住民等に対し、事業の説明を行うこと

(4) 貸付内容

- ① 金額：1,560,000円／年
- ② 理由：市が参考価格とした賃借料42,527,560円／年を下回っているが、最低希望価格（1,511,091円／年）を上回っているため

5 事業計画の概要

(1) 事業概要

① 事業内容

- ・ クルマエビのスマート陸上養殖事業
- ・ 山口県美祢市における同様の事業実績があり、国内3か所目の生産拠点
- ・ 地域に根ざした事業運営を行うため、特別目的会社若しくは支店登記等により事業主体となる会社を地域に設立する可能性があり、その場合は、事業主体との共同事業になる。
- ・ 本事業は、行政が保有する公共資産を活用し、民間が投資・運営を行う官民連携型事業であり、公共資産×民間資本×地域参画による持続可能な地域再生モデルを構築する。

② 事業期間

10年間（その後の延長も希望）

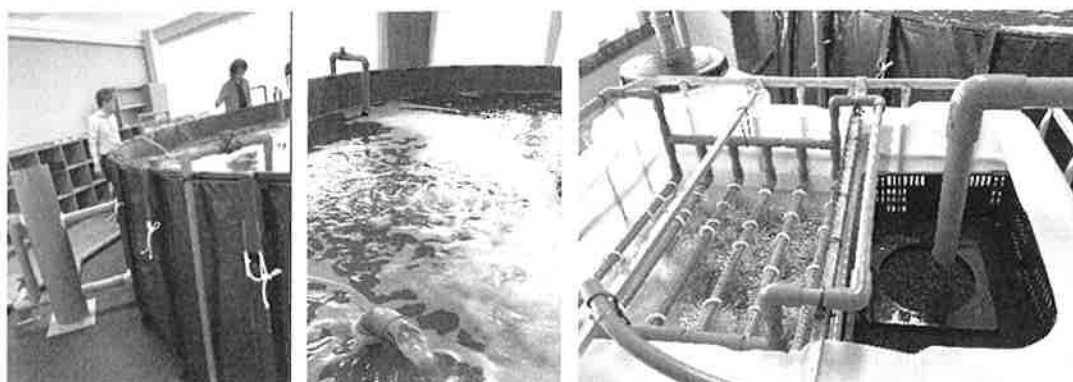
③ 実施スケジュール

賃貸借契約締結の1か月後	養殖設備、給排水、電気工事着工
〃 5か月後	開所式、稚エビ放流 第1期生育開始（校舎13槽）
〃 10か月後	第2期生育開始（体育館12槽） 以降、全25槽での育成を行う

※早ければ令和9年度中に出荷予定

④ 概算事業費試算

- ・ 設備工事費は120,000千円を予定
- ・ 収入は、25槽（校舎13槽、体育館12層）全部稼働で年間40,000千円を予定



- ⑤ 地域協議会が期待する内容との整合
 - ・ 育成されたクルマエビのブランド化と地域イベント等での活用
 - ・ 新規雇用は地元雇用を優先
 - ・ 児童、生徒の見学、体験機会の創出
 - ・ 既存の雪冷房設備、太陽光設備を自家消費して事業を実施

6 貸付先決定までの経過

(1) サウンディング（民間対話）型市場調査の実施

① 調査対象施設

旧安塚中学校を含む 15 の廃校施設

② 主な調査スケジュール

内容	日程
実施要領の公表	令和 7 年 4 月 4 日
現地見学会	令和 7 年 5 月 9 日、15 日、21 日
対話型市場調査	令和 7 年 6 月 11 日～6 月 30 日

③ 調査結果

5 施設 7 事業の提案があった。（旧安塚中学校は 1 事業の提案）

④ 調査後の検討結果

早期の利活用実現が見込めそうな旧安塚中学校について、公募型プロポーザルにより事業提案を募集することとした。

(2) 公募型プロポーザルの実施

① 公募期間

令和 7 年 10 月 15 日から 12 月 25 日まで（72 日間）

（市ホームページに掲載し、報道機関、金融機関、令和 7 年度廃校利活用サウンディング（民間対話）型市場調査参加事業者等に情報提供）

② 応募数

1 提案

③ 選定委員会の選定結果

ア 選定委員会の構成

（令和 8 年 3 月 23 日現在）

種別	選定委員
学識経験者	吉田 昌幸（国立大学法人上越教育大学教授）
経営・財務会計に精通している専門家	笹川 香織（税理士）
	平野 康晴（中小企業診断士）
商工団体	金井 明（大浦安商工会副会長）
地域団体	小松 光代（特定非営利活動法人 NPO 雪のふるさと安塚代表理事）
	長谷川 直樹（安塚区町内会長協議会会長）
市職員	今井 勝宗（上越市安塚区総合事務所長）
	柳澤 祐人（上越市財務部長）

イ 委員会の開催

開催日	内容	出席委員
令和 8 年 3 月 23 日	書類審査、面接審査、優先交渉先の選定	8 人

ウ 選定の考え方

「資格要件」を満たした上で、「価格」、「地域への貢献及び周辺環境への配慮」、「提案事業の実現性・継続性」、「その他アピールポイント」の 4 つの観点から評

価を行い、及第点に達し、かつ、得点が高い提案者を優先交渉先として選定する。

エ 優先交渉先の選定

委員から平均 60 点以上の評価があったもののうち、得点が最も高いもの、かつ、最も多くの委員が第一順位に評価したものを優先交渉先とする。

オ 審査項目及び配点

審査項目	①価格	②地域への貢献及び周辺環境への配慮	③提案事業の実現性・継続性	④その他アピールポイント	計
配点	20 点	40 点	30 点	10 点	100 点

カ 審査結果

書類審査のほか、プレゼンテーションを通じた質疑応答を行い、委員から平均 60 点以上の評価があったプロスペック A Z 株式会社の提案について、委員間で協議の上、選定委員会の総意として優先交渉先に選定した。

活用方法	クルマエビのスマート陸上養殖事業				
審査結果	点数	①	②	③	④
A 委員	68	12	28	20	8
B 委員	62	12	26	18	6
C 委員	70	12	30	20	8
D 委員	68	12	28	20	8
E 委員	64	12	26	20	6
F 委員	68	12	26	22	8
G 委員	72	12	32	18	10
H 委員	66	12	26	22	6
平均点	67.3	12	27.8	20	7.5
60 点以上の点数の委員数	8/8	—	—	—	—

キ 優先交渉先に対する委員からの主な意見

- ・ 事業の収支計画は大雑把なものではあるが、山口県美祢市における同様の事業実績があり、事業の実現性が高いと考えられる。
- ・ 廃校施設という地域資源の有効活用の観点からも良い提案である。

(3) 審査結果を踏まえた市の対応

プロスペック A Z 株式会社を優先交渉先として、地域団体及び地域住民等に対し、事業の説明を行うほか、施設の貸付け・有効活用に向けた交渉を進めることとした。

7 その他

旧安塚中学校は、文部科学省所管の補助金の処分制限期間内であることから、減額貸付に係る市議会の議決を得たのち、財産処分承認申請の手続を行う予定